

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

令和6年11月12日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

○特総契第 24095 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 17,51

(2) 購入等件名及び数量

業務用自動車 34 台借入保守

(3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。

(4) 履行期限 令和11年3月31日

(5) 履行場所 苫小牧海上保安署ほか32箇所

(6) 入札方法 総価で行う。落札者の決定に当たって

は、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、総合評価落札方式により行うので、入札説明書に記載された性能等証明書を証明書等の受領期限までに提出すること。

(7) 電子調達システムの利用 本案件は、電子調達システムで行う対象調達案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札方式参加願の提出をもって紙入札方式に代えるものとする。その他詳細については、入札説明書による。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、

被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のA, B, C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子認証(電子証明書)を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」(令和5年3月31日付官報)

に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先 政府電子調達(GEPS)

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/> 電子調達システムヘルプデスク TEL0570-014-889

(2) 入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係 田中 拓真 電話 03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等(入札説明書含む)の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する。)並びに重量 200g に

見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和6年12月2日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

令和6年12月13日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和6年12月16日 13時30分 場所は海上保安庁入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HATTORI Maki, Director General, Administration Department, Japan Coast Guard.
- (2) Classification of the services to be procured: 17,51
- (3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required.: Car for business use 34 sets.
- (4) Fulfillment limit: 31.March.2029.
- (5) Fulfilment place: Tomakomai Coast Guard Station and other 32 location.
- (6) Qualifications for participating in the tendering procedures; Supplier eligible for participating in the

proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) have Grade A to D level of interest in Offer of service in Kanto • Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022•2023•2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.

(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender;

17:00,13.December.2024.

(8) Contact point for the notice: TANAKA Takuma, 2nd Contract Section, Contract and Accounts Office, Budget Division, Administration Department, Japan Coast Guard, 2-1-3, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976 Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2831

入 札 説 明 書

(総合評価落札方式)

契約番号： 特総契第 24095 号
契約件名： 業務用自動車34台借入保守

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書
- 別冊 性能等証明書
- 別冊 自動車の性能等に関する審査資料

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和6年11月12日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹

2 調達内容

(1) 契約件名

業務用自動車34台借入保守

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和11年3月31日

(4) 履行場所

苫小牧海上保安署ほか3 2箇所

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁警備救難部管理課 千葉

03-3591-6361

(内線5112)

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難い者は、発注者に紙入札方式参加願いを提出して紙入札方式にかえるものとする。

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
 電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Pro3形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2016形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2016形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
 ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)

- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。
 直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。
 なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和6年12月2日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

○電子調達システムにより入札参加する場合

- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
- ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)
- ・性能等証明書(提出先上記2(5))

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
- ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))
- ・性能等証明書(提出先上記2(5))

- (6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和6年12月5日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。

なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 田中 拓真

TEL03-3591-6361 内線 2831

jcg-yoshitsu_2keiyaku@gxb.mlit.go.jp

(3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和6年11月12日 から 令和6年12月2日

まで

(4) 入札書の提出期限

令和6年12月13日

17時00分

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

(電子認証書を取得している者であること。)

ウ 入札書等の提出

a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。

b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載）しなければならない。

入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。

b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

ア 委任状が提出されていない代理人のした入札

イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

ウ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。（ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先が記載のない入札も無効とする。）

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。

不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。

また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 開札の日時及び場所

日時： 令和6年12月16日 13時30分

場所： 海上保安庁入札室

(9) 開札

① 電子調達システムによる場合

ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

② 紙による場合

ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。

この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
 - ② 本入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回った入札を行なった者については、調査を行なったうえで落札するか否かを決定するものとする。
 - ③ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
 - ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
 - イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
 - ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
 - ④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
 - ⑤ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、契約担当官等の行なう調査、事情聴取等に協力しなければならない。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
 - ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。

- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
 - ②広域・地域的停電
 - ③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。
- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い
- 発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- 障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。
- (7) 支払条件は履行完了後、四半期払いとする。
- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>
- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (10) 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう務めること。

入 札 書

一金

ただし 業務用自動車34台借入保守

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

1. 発注件名 業務用自動車34台借入保守

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件名 業務用自動車34台借入保守

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確認書

件名: 業務用自動車34台借入保守

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

※最下段の担当者連絡先等は押印の有無に限らず必ず記載すること。

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用する電子証明書の番号を記入してください。

【電子証明書の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めです。枠不足の際は、追加してください。)

* 今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

* 上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

(担当者連絡先)

電話番号:

メールアドレス:

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式5

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 年 月 日から

 年 月 日まで

委任事項

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

様式6

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め
「件名:業務用自動車34台借入保守」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

令和6年度
特総契第24095号

物品賃貸借契約書（リース）

物品賃貸借契約書

1. 契約件名 業務用自動車34台借入保守

2. 賃貸借料 金 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

3. 借入期間 別紙内訳書のとおり

4. 借入場所 別紙内訳書のとおり

5. 契約保証金 免除

上記賃貸借物品（以下「物品」という。）の賃貸借について発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹 と
受注者 は、次の条項により契約を締結する。

（総 則）

第1条 受注者は、発注者に対して、本契約の条項及び仕様書に従い、物品の賃貸を行い、発注者は、受注者に対して対価を支払うことを約定するものとする。

（料金変更）

第2条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、料金が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者が協議して変更することができるものとする。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

- 2 受注者は、監督職員の監督実施について、必要な費用を負担するものとする。
- 3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。
- 4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(物品の引渡し)

第4条 物品は、仕様書に明記した設置場所において引渡しを行う。

- 2 受注者は、賃貸開始日までに物品を使用可能状態に調整し、引渡しの際は、発注者の監督職員による確認を受けるものとする。

(引渡期限の延伸)

第5条 受注者は、賃貸開始日までに物品を引渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び引渡可能期日を明示して、受注者が発注者に延伸の承認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求に対して支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者及び受注者の責めに帰することができない事由に基づく場合のほかは、受注者から遅滞金を徴収する。
- 3 前項による遅滞金は、延伸前の賃貸開始日から物品引渡しの日の前日までの日数に応じ、年3パーセントとする。ただし、その総額が契約金額の10/100を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しない。

(権利・義務の移転禁止)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第8条 削除

(再委託の相手方に対する監督)

第9条 削除

(代理人等に関する措置要求)

第10条 発注者又は監督職員は、受注者の代理人、使用人のうち著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して必要な措置を求めることができるものとする。

(禁止行為)

第11条 発注者は、書面による受注者の承諾を得た場合以外は、下記の行為をしないものとする。

- (1) 物品に他の装置、部品、付属品を付着し、又は物品からそれらを取り外し、若しくは物品のそれらを取り替えること。
- (2) 物品に付着してある表示を取り外すこと。
- (3) 物品を他の物品に付着すること。

(発注者の善管義務)

第12条 発注者は、物品を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用、保管し、物品の設置場所につき、良好な環境を保持するものとする。

2 発注者は、前項の善管義務を怠った事により、物品に損傷等を与えた又は正常稼働しない状態になった場合は、修理又は代用品の交換に必要な費用を、発注者（物品を納入した部局の長を含む。）が負担するものとする。ただし、物品の損傷及び不具合が、天災地変等やむを得ない事由による場合はこの限りでない。

(物品の故障)

第13条 物品が故障したときは、発注者は、受注者にその旨通知する。受注者はすみやかに故障の原因を調整し修理するものとする。ただし、物品の故障が長時間にわたり、保守に日時を要する等発注者の業務に支障を来す恐れのある場合又は物品の能力が低下した場合には、当該物品の入替えを行うなど、誠意をもって善処しなければならないものとする。この場合、故障の原因が発注者の責に帰すべき事由による場合は、その費用は発注者の負担とする。

(保 険)

第14条 物品使用期間中の必要な保険については、受注者が保険契約を締結し、保険料は受注者の負担とする。

2 前項の保険は、物品の損害について物品の保有、使用によって生じた発注者又は受注者の損害について、双方が協議して決定した金額を補填することを内容とする受注者の指定する保険とする。

(物品の返還)

第15条 発注者は、賃貸借期間の終了又は中途解約により物品を返還する場合、受注者に対し返還する旨を通知するものとする。

2 受注者は、前項の通知を受けたときは、受注者自らすみやかに引取るものとし、引取りに要する費用は、発注者の負担とする。

(料金の支払)

第16条 発注者は、受注者が履行完了後四半期毎に提出する適法な請求書を受理してから30日以内(以下「約定期間」という)に、その料金を支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第17条 発注者は、約定期間内に料金の支払をしないときは、受注者に対し遅延利息を支払なければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(契約の解除)

第18条 下記各号の一に該当するときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者から解約の申出があったとき。
 - 二 受注者が貸貸開始日までに物品の引渡しをしないとき又は引渡しをする見込みがないことが明らかなきとき。
 - 三 受注者が第6条の規定に違反したとき。
 - 四 前各号ほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - 五 この契約の履行について、受注者、その代理人若しくはその使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - 六 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 前項第1号から第5号までの場合において、受注者は違約金として、料金の貸借期間の残存月数（1か月未満の期間は1か月とする。）を乗じた額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。
- 3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」

という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

二 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約解除金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第19条 発注者は、前条に定める場合のほか自己の都合により、賃貸借期間の終了前にこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者受注者協議して定めるものとする。

(相殺等)

第20条 この契約により、発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるは「年

3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第21条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛義を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するためにこの証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏 名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹

受注者	住 所	
	氏 名	

仕 様 書

1. 件名

業務用自動車34台借入保守

2. 目的

海上保安部、海上保安署において、警備救難業務に使用する業務用自動車を借り入れるものである。

3. 自動車借入台数

34台

4. 借入期間及び納車場所

別紙1（自動車借入一覧）のとおりとする。

ただし、納車日（借入開始日）は、監督職員と調整のうえ決定するものとし、納車が令和7年2月2日以降となる場合は、5. 仕様（7）代車の項目のとおりとする。

5. 仕様

車体の規格は別紙自動車借入一覧記載の規格に適合するほか、下記項目の条件を満たすこと。

- (1) 自動車税種別割、自賠償保険料、自動車重量税、リサイクル料金及び納付手続は本契約に含むものとする。
- (2) リース車両については、原則、中古車は不可とし、新車とする。
- (3) メンテナンス内容

主要項目	項目	備考
継続車検整備		車検時
定期点検整備		法定点検
定期交換等	一般整備（修理） オイル交換及びオイルエレメント交換 （5,000km又は6ヶ月交換） タイヤ交換（ラジアル又はスタッドレス） バッテリー交換 油脂類・消耗部品の交換・補充 （ワイパーゴム、プラグ等）	タイヤは通常走行摩耗による交換とパンク修理含む。
一般交換	ライト等の球切れ	
代車の提供	代車については初日から借入車両の同等以上の性能を有する車両を提供すること ただし「特別仕様」「指定塗装及び文字書き等」の具備は要しない	ただし、事故修理を除く。

※ 使用者の責によらない故障による修理及び本メンテナンスにかかる費用は全て請負業者負担とし、故障を早急に調査し特定するとともに修理・調整を行うこと。

(4) 車体の塗装

車体全体色は、別紙1（自動車借入一覧）のとおり。

(5) 装備品・付属品

装備品・付属品は別紙1（自動車借入一覧）のとおり。

国内法で定める規格及び基準に適合又は合格していること。

(6) 特別仕様

特別仕様は別紙1（自動車借入一覧）のとおり。

防錆処理はディーラー推奨品を使用すること。

定期点検等にあわせて、特別仕様の付属品等についても点検整備を行なうこと。

(7) 代車

借入期間中において、リース車両が各部署へ納車されるまでの間、請負者は当庁が指定する日において代車（中古車可）を提供すること。

代車については原則、定員が5人乗り以上のものであることとし、事前に監督職員の同意を得ること。

請負者は発注者に対し契約締結後に代車提供にかかる単価内訳書を提出し、同意を得ること。

(8) 環境仕様

政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和6（2024）年2月）」に規定された基準を満たすものを基本とするが、上記5(1)から(7)の規格を満たし、WLTCモードの燃費が確認できるものも可能とする。

但し、5.仕様(7)に定める代車にあつてはその限りではない。

6. 支払条件等

支払いは四半期払いとし、履行完了後、海上保安庁総務部長あて速やかに請求すること。

代車提供の費用については、5.仕様(7)の単価内訳書に基づき、代車を提供した実績を毎月毎にとりまとめ請求すること。

7. その他

(1) 上記5(8)に関し、公告に定める証明書等の提出期限までに燃費が確認できる提案資料を海上保安庁警備救難部管理課長へ提出すること。

(2) 本仕様に疑義が生じた場合は監督職員と協議の上、その指示に従うこと。

(3) 借入保守料（以後、「リース料」という。）の計算は、契約締結後、納車日（借入開始日）に応じてリース料を再計算し、協議して決定するものとする。

(4) リース料について、納車日（借入開始日）が月の初日以外の日である場合は、納車日（借入開始日）に属する月は日割計算とする。

(5) 整備等の日程については、各所属部署と協議を行うこと。

別紙1 自動車借入一覧

共通仕様(装備品・付属品)	車種別及び特別仕様等①	車種別及び特別仕様等②
<ul style="list-style-type: none"> ・AT車 ・エアコン、ヒーター ・パワーステアリング ・パワーウィンドウ ・ABS ・運転席エアバック ・助手席エアバック ・集中ドアロック ・ETC車載器(セットアップ含む) ・VICS対応カーナビゲーション (TV機能が付与されていないもの) ・4ドア以上(トラックを除く) ・停止表示板 ・AM/FMラジオ ・フロアマット(ゴム製) ・サイドバイザー ・工具一式 ・後部座席シートベルト ・バックモニター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニバンタイプ(スライドドア)乗用 ・8人乗り以上 ・2,000ccクラス以上 ・4WD ・燃料 ガソリン ・車両後部全窓スモークフィルム中 (プライバシーガラスの場合は除く) ・防水性を考慮した座席シート (黒色 類似色可) ・車内カーテン (2列目、後部座席のサイドのみ) ・ドライブレコーダー(前後2カメラ) ・防錆塗装(車体上回り、下回り) 	<ul style="list-style-type: none"> 商用バンタイプ ・5人乗り ・1600ccクラス以上 ・4WD ・燃料ガソリン ・車両後部全窓スモークフィルム中 (プライバシーガラスの場合は除く) ・防水性を考慮した座席シート (黒色 類似色可) ・防錆塗装(車体上回り、下回り) ・ドライブレコーダー(前後2カメラ)

番号	特別仕様	寒冷地仕様の有無	冬タイヤ	スノーワイパー	車体塗色	年間走行 予定距離 (単位 km)	月平均 走行距離	借入期間	納車場所	住所
1	②	有	有	有	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	14,000	1,167	2025年2月1日～2029年3月31日	苫小牧海上保安署	苫小牧市港町1-6-15
2	②	有	有	有	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	23,500	1,958	2025年2月1日～2029年3月31日	室蘭海上保安部	室蘭市入江町1-13
3	②	有	有	有	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	14,000	1,167	2025年2月1日～2029年3月31日	小樽海上保安部	小樽市港町5-2
4	①	有	有	有	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	14,500	1,208	2025年2月1日～2029年3月31日	紋別海上保安部	紋別市港町5-3-10
5	②	有	有	有	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	11,000	917	2025年2月1日～2029年3月31日	石巻海上保安署	石巻市中島町15-2
6	②	有	有	有	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	11,000	917	2025年2月1日～2029年3月31日	宮古海上保安署	宮古市鍛ヶ崎下町2-33
7	②	有	有	有	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	12,000	1,000	2025年2月1日～2029年3月31日	釜石海上保安部	釜石市魚河岸1-2
8	②	有	有	有	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	10,000	833	2025年2月1日～2029年3月31日	福島海上保安部	いわき市小名浜字辰巳町66
9	②	有	有	有	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	16,000	1,333	2025年2月1日～2029年3月31日	秋田海上保安部	秋田市土崎港西1-7-35
10	②	有	有	有	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	10,000	833	2025年2月1日～2029年3月31日	勝浦海上保安署	勝浦市浜勝浦499
11	①	有	有	有	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	15,000	1,250	2025年2月1日～2029年3月31日	下田海上保安部	下田市3-18-23
12	①	有	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	12,000	1,000	2025年2月1日～2029年3月31日	横浜海上保安部	横浜市中区新港1-2-1
13	②	有	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	20,000	1,667	2025年2月1日～2029年3月31日	三河海上保安署	豊橋市神野ふ頭町3-11
14	②	有	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	20,000	1,667	2025年2月1日～2029年3月31日	神戸海上保安部	神戸市中央区波止場町1-1
15	②	有	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	12,500	1,042	2025年2月1日～2029年3月31日	海南海上保安署	海南市下津町下津3066-16
16	①	有	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	12,000	1,000	2025年2月1日～2029年3月31日	加古川海上保安署	加古川市別府町港町14-2
17	②	無	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	10,500	875	2025年2月1日～2029年3月31日	尾道海上保安部	尾道市古浜町27-13
18	②	無	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	12,000	1,000	2025年2月1日～2029年3月31日	福山海上保安署	福山市東手城町2-18-3

別紙1 自動車借入一覧

共通仕様(装備品・付属品)	車種別及び特別仕様等①	車種別及び特別仕様等②
<ul style="list-style-type: none"> ・AT車 ・エアコン、ヒーター ・パワーステアリング ・パワーウィンドウ ・ABS ・運転席エアバック ・助手席エアバック ・集中ドアロック ・ETC車載器(セットアップ含む) ・VICS対応カーナビゲーション ・(TV機能が付与されていないもの) ・4ドア以上(1トラックを除く) ・停止表示板 ・AM/FMラジオ ・フロアマット(ゴム製) ・サイドバイザー ・工具一式 ・後部座席シートベルト ・バックモニター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニバンタイプ(スライドドア)乗用 ・8人乗り以上 ・2,000ccクラス以上 ・4WD ・燃料:ガソリン ・車両後部全窓スモークフィルム中(プライバシーガラスの場合は除く) ・防水性を考慮した座席シート(黒色 類似色可) ・車内カーテン ・(2列目、後部座席のサイドのみ) ・ドライブレコーダー(前後2カメラ) ・防錆塗装(車体上回り、下回り) 	<ul style="list-style-type: none"> 商用バンタイプ ・5人乗り ・1600ccクラス以上 ・4WD ・燃料:ガソリン ・車両後部全窓スモークフィルム中(プライバシーガラスの場合は除く) ・防水性を考慮した座席シート(黒色 類似色可) ・防錆塗装(車体上回り、下回り) ・ドライブレコーダー(前後2カメラ)

番号	特別仕様	寒冷地仕様の有無	冬タイヤ	スノーワイパー	車体塗色	年間走行 予定距離 (単位: km)	月平均 走行距離	借入期間	納車場所	住所
19	①	無	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	15,000	1,250	2025年2月1日～2029年3月31日	今治海上保安部	愛媛県今治市片原町1-3-2
20	①	無	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	13,000	1,083	2025年2月1日～2029年3月31日	広島海上保安部	広島市南区宇部海岸3-10-17
21	②	無	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	14,000	1,167	2025年2月1日～2029年3月31日	佐伯海上保安署	佐伯市鶴谷町2-3-30
22	②	無	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	17,000	1,417	2025年2月1日～2029年3月31日	門司海上保安部	北九州市門司区西海岸1-3-10
23	①	無	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	13,000	1,083	2025年2月1日～2029年3月31日	宇部海上保安署	宇部市新町10-33
24	①	無	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	13,000	1,083	2025年2月1日～2029年3月31日	福岡海上保安部	福岡市博多区沖浜町8-1
25	②	無	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	14,000	1,167	2025年2月1日～2029年3月31日	境海上保安部	境港市昭和町9-1
26	②	無	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	21,500	1,792	2025年2月1日～2029年3月31日	伏木海上保安部	高岡市伏木錦町11-15
27	②	無	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	13,500	1,125	2025年2月1日～2029年3月31日	新潟海上保安部	新潟市中央区竜が島1-5-4
28	②	無	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	13,500	1,125	2025年2月1日～2029年3月31日	古仁屋海上保安署	大島郡瀬戸内町大字古仁屋宇船津35-1
29	①	無	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	13,500	1,125	2025年2月1日～2029年3月31日	天草海上保安署	天草市牛深町286
30	①	無	有	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	12,000	1,000	2025年2月1日～2029年3月31日	喜入海上保安署	鹿児島市喜入中名町1000-28
31	②	無	無	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	8,000	667	2025年2月1日～2029年3月31日	石垣海上保安部	石垣市浜崎町1-1-8
32	②	無	無	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	13,500	1,125	2025年2月1日～2029年3月31日	名護海上保安署	名護市宇宮里452-3
33	②	無	無	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	11,000	917	2025年2月1日～2029年3月31日	宮古島海上保安部	宮古島市平良字西里7-21
34	①	無	無	無	白、灰、シルバー、黒(類似色可)	12,500	1,042	2025年2月1日～2029年3月31日	宮古島海上保安部	宮古島市平良字西里7-21

性能等証明書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

		納入しようとする自動車の性能等	※海上保安庁審査欄
①	車名		
②	形式		
③	車両重量(kg)		
④	乗車定員(人)		
⑤	総排気量(cc)		
⑥	燃費値(km/L)(WLTCモードによる値又は重量車モード換算値)		
⑦	低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示第103号)の基準のうち、平成17年度基準排出ガス75%低減レベル以上に適合していること。	適・否	

◎ 総合評価点

$$= 100 + 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値()} - \text{燃費基準値()}}{\text{燃費目標値()} - \text{燃費基準値()}} =$$

(注) ※欄は記入しないこと。

納入しようとする自動車のカタログ等を添付すること。

自動車の性能に関する審査要領

1 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2 によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点 = 環境性能(燃費値)に対する得点 ÷ 入札価格に対する得点とする。
- ② ① の「環境性能(燃費値)に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点(100点)を与え、さらに、環境性能(燃費値)についてグリーン購入法基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点(加算点)を与える。

加算点は 50 点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの(燃費目標値)と燃費基準値の間のどの位置にあるかをもって評価する。

なお、加算点については、本件の契約期間5年のため、 $50 \text{点} \times 5/7$ (供用期間7年のため) $\div 35$ とする。

具体的には以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = 35 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

- ② ① の「入札価格に対する得点」は入札価格を100万円で除して得た値とする。

3 自動車の燃費値の算定方法

WLTC モードによる燃費値を使用するものとする。WLTC モードによる燃費値が公表されていない車種については、JC08 モードの燃費値(トラックにあつては重量車モードの燃費値)をもって WLTC モードによる燃費値と同等とみなすこととする。